

## 青少年保護育成条例の見直しについて

## 1 経緯（見直し由来の改正経緯等）

青少年保護育成条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、昭和 30 年 1 月に制定された後、青少年を取り巻く社会環境の変化に伴って次々と生じる問題に対応し、逐次、改正を行い、主に規制的手法により青少年を守ってきた。

本県では、県の全ての条例を常に時代に合致したものとするため、一定期間（原則 5 年）ごとに条例全体の見直しを義務付ける「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「見直し要綱」という。）を定めており、これに基づき平成 21 年度に青少年保護育成条例を見直した。

その結果、昭和 30 年の青少年保護育成条例の制定当時とは社会環境が大きく変化している中で、社会全体で協力して青少年の健全育成に取り組む必要性や、青少年を取り巻く現在の課題への適切な対応の必要性から、青少年保護育成条例全体の規定と構成について全面的な改正を行い、平成 23 年 4 月 1 日から施行した。

また、平成 28 年度見直しを踏まえ、無店舗型「JKビジネス」の規制に係る条例改正を行った。

## 2 見直しの概要

## (1) ポイント（見直しの 5 つの視点）

- ①必要性… 条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか、また、県が対応しなければならない課題であるか。
- ②有効性… 条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。
- ③効率性… 条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。
- ④基本方針適合性… 条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。
- ⑤適法性… 条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

## (2) 見直しの流れ

令和 3 年 8 月 31 日 第 1 回児童福祉審議会社会環境部会

⇒「条例の制定の趣旨の確認」「直近 5 年間における条例の施行の状況の把握」「条例に関連する社会状況の推移の把握」を踏まえ、見直しの 5 つの視点をもって、見直し作業

令和 3 年 11 月中旬 第 2 回児童福祉審議会社会環境部会

⇒見直し調書の確認

令和 3 年 12 月上旬

⇒県議会第 3 回定例会常任委員会への報告 ※条例改正についても同時報告

(令和4年1月中下旬 第3回児童福祉審議会社会環境部会)

(令和4年2月上旬(県議会第1回定例会へ条例改正議案提出))

### (3) 令和3年度見直しに係る事務局の考え方

#### ①昨年度の状況

- ・第1回 社会環境部会(令和2年12月2日書面開催。報告事項)

条例見直しに向けた準備として、事務局で把握している課題と対応の方向性を資料に、事務局案への意見や新たな課題や対応等提案について委員に伺った。

- ・第2回 社会環境部会(令和3年1月29日リモート開催。協議事項)

第1回部会で伺った意見等を反映した資料に基づき「青少年保護育成条例課題及び対応の方向性等」を協議し、今後、県で条例を統括する部署や関係機関とも調整を進め、次回の部会に向けて内容を詰めていくことで承認された。

#### ②事務局の考え方

上記のとおり令和2年度より、令和3年度見直しを視野に、条例の課題や対応の方向性について協議してきたことから、見直しにはその協議結果を反映していく。